

# ○普通選挙と日本の“大衆” (教科書 p.112~113)

組 番 名前

## MQ 普通選挙導入が実現された時期の日本の大衆にはどのような問題点があったのか?

<MQ の仮説をたてよう>

## SQ1: 社会運動が高まる中で、なぜ政府は普通選挙法と治安維持法を同時期に制定したのか?

☆知識①: 社会運動の広がり

Q: 社会運動とは? → ( **社会状況の改善や問題を解決するための集団での取り組み** )

| おもな動き                                    | 内容・詳細  |
|--|--|
| ① 1922 <sup>(1)</sup> <b>日本労働総同盟</b> の結成 | 労働組合の全国組織。労働者の待遇改善闘争を強力かつ全国的に支援。                         |
| ② 1922 <sup>(2)</sup> <b>日本農民組合</b> の結成  | 小作人組合の全国組織。小作料の減免要求を全国的に支援。                              |
| ③ 1911『 <b>青鞥</b> 』の創刊                   | <sup>(3)</sup> <b>平塚らいてう</b> が発行。女性解放運動を誌面で展開。           |
| 1920 <sup>(4)</sup> <b>新婦人協会</b> の結成     | <sup>(5)</sup> <b>市川房枝</b> ・平塚らが結成。男女機会均等、女性政治参加を要求      |
| ④ 1922 <sup>(6)</sup> <b>全国水平社</b> の結成   | 被差別地域の人々に対する差別撤廃を訴える。                                    |
| ⑤ 1922 <sup>(7)</sup> <b>日本共産党</b> の結成   | <sup>(8)</sup> <b>社会主義</b> の実現を目指す。 <u>コミンテルン</u> の日本支部。 |

☆知識②: 2つの新法

| 名称と時期 | <sup>(9)</sup> <b>普通選挙法</b> )(1925.5)   | <sup>(12)</sup> <b>治安維持法</b> )(1925.4)  |
|-------|---|---|
| おもな内容 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・<sup>(10)</sup> <b>納税資格</b> )の撤廃</li> <li>・<b>25歳以上</b>の(<sup>(11)</sup> <b>男性</b> )に選挙権</li> <li>→朝鮮・台湾出身者にも選挙権(<b>内地在住のみ</b>)</li> <li>・<b>女性</b>の選挙権はなし</li> </ul> | <p>&lt;禁止事項&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>国体の変革と私有財産制度の否認</b>を目的とし、組織を作ったり、加入したりすること</li> </ul> <p>&lt;罰則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10年以下の懲役 or 禁錮(<b>未遂の場合も含む</b>)</li> </ul> |

SQ1:

### 資料 A: 若槻礼次郎内相の演説(1925.2)

…共産主義者らの運動が、ロシアやドイツの革命の影響で激しくなっている。…日本とソ連の国交\*が回復すると、社会運動が激化し、国内の治安を乱す行動が増加するだろう。今の法律では、これらの危険な行動は取り締まれない場合がある上、罰則が軽すぎる。

\*日本とソ連の国交…日本は1925年に日ソ基本条約が締結され、ソ連との国交を樹立した。

### 資料 B: 東京朝日新聞(1925.1.17)

治安維持法の目的は、おそらく国体\*1を変え、国家の秩序を乱したり、社会組織を破壊したりするような過激運動を取り締まることにあるであろう。…しかし取り締まりの実際は、人権の蹂躪\*2や言論を抑圧する結果となり、国民の思想生活は警察による取り締まりの対象となり、集会・結社の自由は無くなってしまふのである。

\*1 国体(こくたい)…天皇を中心とする当時の日本の国家体制のこと \*2 蹂躪(じゅうりん)…踏みにじること

Pt①: 政府はなぜ治安維持法を制定したのだろうか?(資料 A)

Pt②: 治安維持法の危険性はどのような点にあるか?(資料 B)

→SQ1:

## SQ2: 普通選挙導入時期の日本の大衆にはどのような特徴がみられるか(関東大震災を例に)?(資料 C・D・E・F)

- Pt①: 資料 C ヒント → ( )
- Pt②: 資料 D ヒント → ( )
- Pt③: 資料 E ヒント① → ( )
- Pt④: 資料 E ヒント② → ( )

→SQ2: (考えられることをできるだけ多く書き出してみよう)

<Memo>

MQ:

今回取り扱った以下のキーワードを参考に複数の視点を組み合わせて考えよう

< 社会運動の高まり・普通選挙法・治安維持法・関東大震災での大衆の様子 >

◎( )という問題点

理由・根拠→

## 第3期 Q の仮説:(なぜ20世紀前半の世界において大衆の影響力が拡大したのか?)

( 組 番 名前 )

今テーマの理解度(◎・○・△)

( / )まで

# ○普通選挙と日本の“大衆”【資料編】

組 番 名 前

MQ:普通選挙導入が実現された時期の日本の大衆にはどのような問題点があったのか?

<SQ2 関連資料>

## 資料 C: 関東大震災

1923年9月1日午前11時58分、相模湾沖を震源とするマグニチュード7.9の地震が発生。死者・行方不明者は約10万人にのぼり、社会不安が高まる中、政府は東京・神奈川・埼玉・千葉に戒厳令<sup>※</sup>を出した。被災地では「朝鮮人が暴動を起こした」などのデマが飛び交い、デマを信じた住民は自警団を結成し、軍隊や警察とともにおびただしい数の朝鮮人・中国人を殺害した。また軍や警察は混乱に乗じて社会主義者を拘束・殺害する事件を起こした。誤認され殺された日本人や、障害者の殺害も多数発生したという。



※戒厳令…戦時または異常な事態が国内に発生したとき、立法権・司法権・行政権の全部または一部を軍の支配下にうつすこと

ヒント:なぜ災害時にデマが出回りやすくなるのでしょうか?

## 資料 D: 報知新聞(1923.10.28)より

九月一日夕方、曙町交番巡査が自警団に来て「各町で朝鮮人が殺人放火しているから気をつけろ」と二度まで通知に来た…警視庁の自動車が「朝鮮人が各所において勢いづいているから各自注意せよ」との宣伝ビラを撒布した…。

→こうしたデマがどこから、なぜ発生したのかを厳密に特定することは出来ていない。しかし震災当初、政府や警察はデマを否定せず、むしろ広めていたという。

ヒント:なぜ朝鮮人のデマが流れ、広められたのか?

## 資料 E: 藤野裕子『民衆暴力—揆・暴動・虐殺の日本近代』より

…そのほかの要素として、日本人の労働者層には、朝鮮人に仕事を奪われているという感覚があったことも指摘されている。…朝鮮人虐殺の裁判において被告となったのは、…土木労働者や日雇い雑業層、工場労働者といった労働者層が多かった。彼らにとって安価で雇われる朝鮮人労働者は、自分たちの雇用を脅かす存在であった。

ヒント①:なぜ朝鮮人労働者が日本で生活していたのか?

ヒント②:虐殺に手を染めたのはどのような人々か?

## 資料 F: 「1923年9月2日、野木松治の体験」

(日比谷公園から200mほど離れた場所で)物陰からいきなり鉢巻をした3人の男達が現れて、私の両脇へ竹槍を突き付けました。私は驚いて、ただふるえていると、1人の男が私に向かって、「お前は日本人か、朝鮮人か。」と強い口調で言いました。「日本人です。」私は恐しさに声がふるえてうまくしゃべれませんでした。「本当にお前は日本人か!」「十円五十銭と言ってみろ!」男達は私を取り囲み詰問してきました。脇腹にはピッタリの竹槍です。「十円五十銭。日本人です。私は日本人です。」